

(3) 介護保険事業の財源構成について

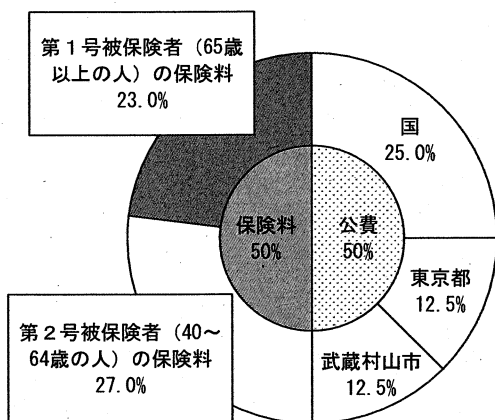
介護保険給付等にかかる費用は、半分を公費（国・都・市）で、残りの半分を第1号被保険者と第2号被保険者が納付する保険料によって賄います。

地域支援事業費のうち、包括的支援事業及び任意事業については第2号被保険者の負担はなく、その分は公費で補填されています。

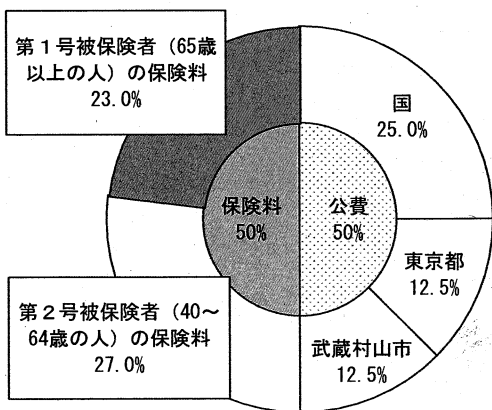
第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合によって、3年ごとに決定されます。第九期計画においては、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%となります。

本市の第1号被保険者の保険料の算定に当たっては、本計画の3年間の標準給付見込額及び地域支援事業費見込額 23%が賄えるよう、保険料水準を定めることとなります。

介護給付費



**地域支援事業費
介護予防・日常生活支援総合事業**



**地域支援事業費
包括的支援事業・任意事業費**

